

1. 策定に当たって

学習指導要領には、「生徒の主体的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものである。」と記されており、部活動は、学校教育の一環として教育課程との関連を図りながら、短時間で合理的で、かつ効率的・効果的な活動が求められている。そうしたことを鑑み、「北海道の部活動の在り方に関する方針」及び「深川市の部活動の在り方に関する方針」に則り、「北海道アクションプラン」で示す目標及び指標の達成を目指し、「一已中学校の部活動に係わる活動方針」を策定する。

2. 基本理念

- (1) 部活動に参加することで、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたり、学校生活を一層明るく充実した活動となるように努める。特に、部活動は、異年齢集団の中で人と人との関わり方や先輩後輩の関わり方を学びながら、責任感や忍耐力・協調性、社会性など人間らしく成長するために必要なことを体験的に身につけさせ、人間形成を支援する場とする。
- (2) 活動の成果を発表の場として、中体連等の各種大会やコンクールに参加させ、これまでの取組について振り返り、今後の活動に活かすことができる力を育てる。
- (3) 生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯に渡って心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図る。
- (4) 生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等の活動に親しみ、基礎を養う。
- (5) 生徒の安全・安心の確保を徹底する。(安全点検の徹底、スポーツ障害、バーンアウトの予防、体罰・パワハラ・セクハラ根絶、女子への指導に係る正しい理解等)

3. 部活動指導の基本方針

- (1) 部活動は、方針に基づき、全教職員の共通理解の基、指導にあたる。また、顧問会議を定期的に行い、生徒指導上の問題や運営上の課題等を全体に明らかにして、教職員の一致した部活動運営を行う。
- (2) 部活動の運営は、生徒の主体的・対話的な活動となるよう話し合いを重視し、理解と納得を基本に目標・計画・役割・分担等を明らかにした指導にあたる。
- (3) 学習意欲の向上や自己肯定感を高めたりし、学校生活の充実に結びつくよう指導にあたる。
- (4) 生徒の生活、学習計画や健康(休養)、家庭とのふれあい等にも十分に気配りをし、家庭と連携しながら運営にあたる。
- (5) 試合の勝利のみにこだわる指導や、人格を否定する指導、体罰やいじめ・暴力を絶対に許さず、生徒や保護者・地域住民から信頼を高める部活動とする。
- (6) 運動部は技術や記録の向上といった生徒の目標が達成できるように各競技の特性を踏まえた科学的トレーニングを積極的に導入し、適切な休養を取りながら短時間で効果が得られる活動とする。
- (7) 文化部は、技能の向上や大会、コンクール、コンテスト、発表会でのそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入により、休養を適切にとり、短時間で効果が得られる活動とする。

4. 具体的活動の目標

- (1) 目標や活動計画話し合い、確認し、みんなで実行できる部活動。
- (2) 上級生と下級生が団結し、学び合いのできる部活動。
- (3) 学習と両立する部活動。
- (4) 生活リズムを大切に、心と体を鍛えることができる部活動。

5. 適切な運営のための体制整備

- (1) 校長は、「部活動に係わる活動方針」を策定し、ホームページ等で公表すると共に、部活動の顧問に、年間の活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会等)並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成・提出を求め、本方針の実効性を確保する。また、校内に部活動に係わる相談・要望の窓口を設置すると共に、定期的に部活動顧問会議等を開催し学校全体に開かれた部活動とする。
- (2) 活動計画は教職員や生徒の負担が過度にならないように留意する。
- (3) 部活動の顧問は、年間及び毎月の活動計画、経費等の資料を配付するなどし保護者・生徒の理解を得る。
- (4) 校内に「部活動に係る相談、要望の窓口」を設置する。

深川市立一已中学校 電話:0164-22-3341 担当:教頭

6. 具体的な指導(部活動運営)について

- (1) 定期的に部員によるミーティングを位置づけ、練習方法、役割分担、レギュラー・選手選考、部員の悩み問題等を話し合いで決めたり解決したりしていくようにする。
- (2) 技術向上と生活向上を目指し、縦割りグループや班編制などの活用、また定期的な班編制替えなど具体的な指導上の工夫を行う。
- (3) 公式試合、練習試合などを通して、全員の出場機会の確保や体験方法を工夫するとともに、個人指導・個人練習の工夫を行う。
- (4) 部長、副部長、学年幹事などのリーダーの育成や役割を明確にし、主体的・自発的な活動となるようにする。
- (5) 部活動の運営が円滑に行われるように各部に保護者会を積極的に組織し、協力体制を構築すると共に、各部の部活動指導方針や年間指導計画等を説明する機会を設ける。また、部活動通信等を発行し、毎月の活動計画や生徒の頑張りや課題等を保護者へ伝えるように努める。

7. 活動の形態

- (1) 4~10月……18:00完全下校
- (2) 11~3月……17:30完全下校

8. 活動時間について~1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員をゼロに~

- (1) 1日の活動時間は長くても、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週末も含)は3時間程度、1週間の活動時間は長くとも11時間程度とする。短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 長期休業中は、前半を9:00~12:00、後半を12:00~15:00とする。
- (3) 「暑さ指数」が31を超える場合は原則、部活動を中止する。

9. 部活動の休養日と指導体制について

～成長期にある生徒のバランスのとれた生活と教師の負担軽減の観点から、次のような休養日と指導体制を設定する～

- (1) 全て部活動において、年間104日以上「休養日」を設定する。(週1日で年間52日、週末・祝日で年間52日、学校閉庁日を年間9日)
- (2) 週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土日は少なくとも1日以上を休養日とする。ただし、土日又は祝日に大会に参加した場合は、必ず休養日を他の日に振り返る。)
- (3) 毎月第3日曜日を「深川市内一斉部活動休養日」とする。あらかじめ年間計画に位置づけられた大会で、校長が承諾した場合のみ「特例」での出場を認める。(突発的なものは基本的には認めない)
- (4) 定期テスト1週間前、学力(業者)テスト1日前(テスト当日も)、職員会議日、研修日は特例を認めず「完全休養日」とし、年間を見通した練習計画を立て部活と学習のメリハリをつけた環境を整える。また、教員の時間外勤務の削減を行う。
- (5) 部活動の顧問は複数体制とする。そのことから、特に、週末・祝日の部活動指導は一名体制とし、分担して指導にあたる。ただし、大会等の引率で必要な場合はその限りではない。
- (6) 生徒の十分な休養と、部活以外にも多様な活動ができるように、ある程度長期の休養時間(オフシーズン)を設ける。

10. 北海道中学校体育連盟の申し合わせ事項

「部活動顧問および外部指導者の暴力・体罰・セクハラ等に対する道中体連の考え方」

- (1) 道中体連が主催する大会での監督・引率者の条件は、部活動中の暴力などで懲戒処分を受けていないこと。該当した場合は次の措置をとる。
 - ① 道中体連における、全ての役職の停止及び、大会への監督、コーチ、トレーナー等への「登録禁止」とする。
 - ② 違反行為1回については、懲戒処分を確認した時点から2年間を監督・引率者としての登録禁止期間とし、期間中に異動などによって勤務校や指導する部活動が変更した場合も「継続」される。
 - ③ 違反行為2回目では監督・引率者としての「資格なし」とする。
- (2) 外部指導者は暴力などによる校長からの指導措置がないこと。該当した場合は次の措置をとる。
 - ① 複数の中学校で指導している外部指導者等は、道中体連が主催する大会の監督、コーチ、トレーナー等への「登録禁止」とする。